平成30年7月豪雨に係る対応について

■ 船員保険における被災者に対する費用負担等の措置(2019年3月11日時点)

事項	内容	2018			2019		
		7/5	10/31		2/28		6/30
医療機関等に おける一部負 担金等の支払 の免除	住宅の全半壊などの を受けたから を受けたのの を受けたのの を2019年2月28日 でとしての を2019年2月28日 でとしていたが ので が、で ので を2019年6月30日まで ので としていた。 ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので						

(※) 2019年1月以降、免除を受けるためには、保険証のほか、船員保険部が発行する免除証明書を病院や薬局の窓口で提示する必要がある。 このため、船員保険部では、平成30年12月から免除証明書を発行している。

また、一部負担金等の免除対象となる加入者が、既に病院や薬局の窓口で一部負担金を支払っている場合は、申請により還付する。